

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜に
あたる
日の翌
日)

◇規 則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示

字の区域の新設等
町等の区域の変更

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定

保険医療機関の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

土地改良事業の認可(二十一件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良法による換地処分(二二件)

開発行為に関する工事の完了(三件)

目 次

規 則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十四年三月鳥取県条例第十五号)中別表第一の改正規定のうち第二種県管住宅の表の小松が丘団地に関する部分の施行期日は、昭和五十五年二月一日とする。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県管住宅の表中

小松が丘

三、一〇〇円

を削る。

附 則

この規則は、昭和五十五年二月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による津ノ井地区祢宜谷工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

祢宜谷字青木

同上の区域（昭和五十四年六月二十八日現在の地番による。）
祢宜谷字遊ヶ垣九九、祢宜谷字矢中川西一〇三、一〇四の三から一〇四の五まで、一〇四の七、一〇五及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇四の一、一〇四の二及び一〇四の八と一体をなす国有地の一部、祢宜谷字上青木の全域、祢宜谷字前田一〇七の一の一部及びこれと一体をなす国有地、祢宜谷字宮ノ下二二二の一の一部並びに二二二、二二二の一、二二二の二及び二二四と一体をなす国有地の一部、祢宜谷字下青木二五五の一、二五五の二、二五六の一、二五九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二五六の二と一体をなす国有地の一部並びに祢宜谷字矢内谷三八八の二及び三八八の三の一部

区域を変更する字の名称

祢宜谷字口矢中

同上の区域（昭和五十四年六月二十八日現在の地番による。）
祢宜谷字口矢中のうち九〇、九一の一から九一の三まで、九二の一から九二の三まで、九三、九四、九七の一、九七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

祢宜谷字於市谷

祢宜谷字於市谷の全域、祢宜谷字口矢中九〇、九一の一

<p>柵宜谷字遊ケ垣</p>	<p>から九一の三まで、九二の一から九二の三まで、九三、九四、九七の一、九七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、柵宜谷字遊ケ垣一〇一と一体をなす国有地の一部並びに柵宜谷字矢中川西一〇二並びに一〇二、一〇四の一及び一〇四の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>柵宜谷字矢中川西</p>	<p>柵宜谷字矢中川西のうち一〇二、一〇三、一〇四の三から一〇四の五まで、一〇四の七、一〇五及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一〇四の一、一〇四の二及び一〇四の八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>柵宜谷字前田</p>	<p>柵宜谷字前田のうち一〇七の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、柵宜谷字前田一二二、一二三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、柵宜谷字坂口一六〇の一部及びこれと一体をなす国有地、柵宜谷字屋敷通一七五及び一七七と一体をなす国有地の一部、柵宜谷字高見二一〇、二二二、二二三及び二二〇と一体をなす国有地の一部、柵宜谷字宮ノ下二二一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに柵宜谷字矢内谷三八〇の二及び三八八の三の一部</p>
<p>柵宜谷字向前田</p>	<p>柵宜谷字向前田のうち一二二、一二三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>柵宜谷字坂口</p>	<p>柵宜谷字坂口のうち一六〇の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、柵宜谷字向前田一二三の一部及び一二三と一体をなす国有地の一部並びに柵宜谷字屋敷通一六一、一六二及び一七五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>柵宜谷字屋敷通</p>	<p>柵宜谷字屋敷通のうち一六一、一六二、一七五及び一七七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>柵宜谷字高見</p>	<p>柵宜谷字高見のうち二一〇、二二二、二二三及び二二〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>柵宜谷字宮ノ下</p>	<p>柵宜谷字宮ノ下のうち二二一及びこれと一体をなす国有地並びに二二二の一、二二二の二及び二二四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>柵宜谷字下青木</p>	<p>柵宜谷字下青木のうち二五五の一、二五五の二、二五六の一、二五九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二五六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>柵宜谷字矢内谷</p>	<p>柵宜谷字矢内谷のうち三八〇の二、三八八の二及び三八八の三以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>柵宜谷字上青木</p>

鳥取県告示第七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による紙子谷地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十三年一月十八日現在の地番による。）
香取字元結堤ノ下	香取字元結堤ノ下のうち三一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三一、三七の一、三七次一及び四一と一体をなす国有地の一部以外の区域
香取字袋谷口	香取字袋谷口の全域、香取字元結堤ノ下三一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三一、三七の一、三七次一及び四一と一体をなす国有地の一部並びに香取字元結口八六並びに八六、八七、三七三の三、三七四及び三七五の二と一体をなす国有地の一部
香取字元結口	香取字元結口のうち八六、九二の一の一部、九二の二の一部、九三の一部、九三次一の一部及び九三次二並びに八

六、八七、三七三の三、三七四、三七五の二、九〇、九二の一、九三、九三次一及び九三次二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに紙子谷字元結一の一部

紙子谷字元結

紙子谷字元結のうち一の一部以外の区域並びに香取字元結口九二の一の一部、九二の二の一部、九三の一部、九三次一の一部及び九三次二並びに九〇、九二の一、九三、九三次一及び九三次二と一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第七十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	廃止年月日
隅田 医院	西伯郡岸本町吉長五九	昭和五十四年九月二十六日

鳥取県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十二号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東岩倉診療所	倉吉市東岩倉町二二七七	昭和五十四年十二月二十四日

鳥取県告示第七十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
荒川耳鼻咽喉科 医院	米子市東福原八四一	昭和五十五年一月八日
松田内科医院	倉吉市宮川町一九一	昭和五十五年一月十四日
門脇産婦人科	倉吉市瀬崎町二七三八	昭和五十五年一月十一日

カスヤ歯科医院

鳥取市元町二二七
岡本ビル二階

昭和五十五年一月十日

鳥取県告示第八十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
カスヤ歯科医院	鳥取市元町二二七 岡本ビル二階	昭和五十五年一月十日

鳥取県告示第八十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の

規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
カサヤ齒科医院	鳥取市元町二二七 岡本ビル二階	全 国	昭和五十五年一月十日

鳥取県告示第八十二号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（香取地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十三号

日野町から申請のあつた町営土地改良（安原地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十四号

日野町から申請のあつた町営土地改良（安原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十五号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（海川地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十六号

江府町から申請のあつた町営土地改良(吉原(河原)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十七号

江府町から申請のあつた町営土地改良(吉原(吉原・宮ノ上)地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十八号

江府町から申請のあつた町営土地改良(吉原(爺ヶ坂)地区農業用排水)

水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十九号

江府町から申請のあつた町営土地改良(米沢江尾(御机三階平)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(萩野地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十一号

江府町から申請のあつた町営土地改良(吉原(下袋原)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十二号

境港市から申請のあつた市営土地改良(渡地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十三号

北条町から申請のあつた町営土地改良(鎌谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十四号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(富吉地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十五号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(草池地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十六号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(富吉地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十七号

江府町から申請のあつた町営土地改良(吉原(西成・大河南)地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十八号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(日吉津地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(伏野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百号

羽合町から申請のあつた町営土地改良(水各地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百一号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(上砂見地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百二号

江府町から申請のあつた町営土地改良(俣野(長通し団地)地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年一月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三号

昭和五十四年十二月十八日付けで中山町から申請のあつた退休寺地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る津ノ井地区祢宜谷工区の換地処分をした旨の届出があつ

たので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る紙子谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年十一月二十日 鳥取県指令受都計第三百五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市叶字瀬戸田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市茶町二二二番地

山 本 佐知子

鳥取県告示第七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年十二月十四日 鳥取県指令受米土維第千三百八十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原二一〇番地

株式会社 平 安 閣

代表取締役 渡 部 幸 宜

鳥取県告示第百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年三月十六日 鳥取県指令受都計第四百四十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市国府及び秋喜（一工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市葵町七二二番地

倉吉市土地開発公社

理事長 小 谷 善 高

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】